

## 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査 〈調査結果に基づく勧告〉

### ポイント

本年5月5日エキスポランドで発生したコースター死傷事故を契機に遊戯施設の安全確保対策について緊急に調査を実施。総務省行政評価局、8管区行政評価局・支局及び18行政評価事務所が44都道府県の72遊園地等におけるコースター等の267遊戯施設を調査した結果、次のような実態が判明し、遊戯施設の安全確保対策の充実に向けて、国土交通省に改善を勧告

- 1 国土交通省が実施した緊急点検の中には、点検内容や点検結果のフォローアップに不十分な点あり
- 2 遊戯施設の安全を守り、適法な状態を保つために行われている各種業務について、次のような不十分な点あり
  - (1) 速度・加速度の増大や多様な運動形態の遊戯施設の安全性について、的確に確認審査等を行うための専門性が不足
  - (2) 特定行政庁(遊戯施設の建築確認・完了検査等を行う都道府県、市町村)による定期検査報告の審査が不十分  
また、事業者と特定行政庁との間に介在している公益法人等(地域法人)が実施する定期検査報告関係業務に不適切な例がみられるが、その責任の所在は不明確
  - (3) 維持保全計画書を未作成の遊戯施設が64、運行管理規程を未作成の遊戯施設が33あり
- 3 事故防止のために事故報告の活用が重要であるが、負傷事故(20件)の中にも報告がないもの7件あり

(注) 今回の調査では、47都道府県のうち、コースターがない3県を除く44都道府県を調査対象としている。



## 調査の背景と勧告事項（概要）

### 背景

- 近年、遊園地やテーマパークのコースター等の遊戯施設は、スピードやスリルが求められ、速度・加速度の増大や大型化に加え、特殊な運動形態のものなど、多種多様なものが存在
- 遊戯施設は、建築基準法の「工作物」として、
  - ・ 設置時の建築確認・完了検査
  - ・ 運行開始後の定期検査の実施と検査結果の特定行政庁(注)への報告
  - ・ その他維持保全のための適切な措置を講ずる義務
 などが規定
- 国土交通省、特定行政庁、遊戯施設の所有者・管理者(以下「事業者」という。)、検査資格者が安全確保対策を実施
- しかし、本年5月のエキスポランドのコースター死傷事故の発生などにより、近年、コースター等の遊戯施設の安全確保に対する関心が高まり、従来にも増して遊戯施設利用者の安全と安心とを確保していくことが求められている。

(注) 「特定行政庁」とは、建築主事（建築確認等を行なう地方公務員）を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、建築主事を置かない市町村の区域については都道府県知事をいう（建築基準法第2条第36号）。

### 調査の内容等

- 本調査は、遊戯施設利用者の安全確保を図る観点から、当省の調査網を活用して、国土交通省、特定行政庁、事業者、地域法人における遊戯施設の安全確保対策の実施状況を緊急に調査したもの
- 調査対象  
国土交通省、44都道府県に所在する遊園地等(72か所)、特定行政庁(65)、地域法人等(19)、関係団体等

(注)1 「遊園地等」とは、遊戯施設を設置している遊園地、テーマパーク、動物園、植物園、公園などである。  
2 調査対象とした特定行政庁(65)のうち、1特定行政庁は、ウォータースライドに対する指導・監督状況のみを調査することとしたため、全体状況を調査した特定行政庁は64である。

### 主な勧告事項

- 1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施
- 2 安全管理、維持管理等の的確な実施
  - (1) 遊戯施設設置時の確認審査等
  - (2) 定期検査報告
  - (3) 維持保全・運行管理
- 3 事故情報の活用

左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成19年10月16日

勧告先：国土交通省

# 1 緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

## 制度の概要

- 本年5月5日にエキスポランドのコースターで死傷事故が発生（注）。定期検査が日本工業規格の検査標準（以下「JIS検査標準」という。）に基づいて適正に行われていなかった問題が指摘されている。
- 遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省は、この死傷事故を踏まえ、特定行政庁に対し、2回にわたり、建築基準法第12条第5項に基づき事業者すべての遊戯施設の「緊急点検」の実施及び点検結果の報告を求めるよう要請し、その結果を取りまとめ公表

（注）エキスポランド・コースター死傷事故

平成19年5月5日、エキスポランド（大阪府吹田市）のジェットコースター「風神雷神Ⅱ」において死傷事故が発生（死亡者1名、負傷者34名）。原因は、捜査当局で調査中であるが、ジェットコースター（20名乗車）の走行中、2両目左側の車輪を支える合金製車軸が折れ、レールから脱輪し、車体が左側に約45度傾き、搭乗者が鉄柵に頭を強打するなど死傷者が出たもの。平成19年1月30日に実施された定期検査は探傷試験を行わずに目視で行われ、すべての検査項目が「A（指摘なし又は良好）」として、吹田市（特定行政庁）に報告されていたもの。

## 調査結果

- 72遊園地等における「緊急点検」の実施状況を調査した結果、
- ① 緊急点検では、72遊園地等を含む全国の遊園地等の遊戯施設2,265基（うちコースター307基）の点検が実施され、平成19年7月末現在で問題箇所を是正中のもの24基、点検中のもの104基
  - ② 特定行政庁における点検対象の把握が不十分なため、7遊園地等の9遊戯施設において、緊急点検が実施されていない。
  - ③ 緊急点検において十分な点検が行われないうまま「問題なし」として報告されている例や点検中と報告された遊戯施設に対する特定行政庁のフォローアップが不十分な例あり
  - ④ 緊急点検において、JIS検査標準に基づく探傷試験（注）の対象となる遊戯施設の取扱いが特定行政庁により区々となっており、必要な探傷試験が行われていない遊戯施設あり
  - ⑤ JIS検査標準に基づく探傷試験の対象となる遊戯施設については、使用実態や仕様を十分踏まえた上で限定する必要があるとする事業者や特定行政庁の意見が多数（252人中188人（75%））

（注）「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥（亀裂・摩耗）の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。なお、JIS検査標準では、車輪軸のあるすべての遊戯施設について年1回以上の探傷試験の実施を規定している。

事例1、2  
（7頁）参照

事例3（7頁）  
参照

## 勧告要旨

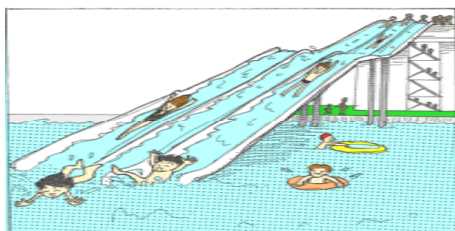
- ① 特定行政庁に対し、緊急点検未実施の遊戯施設の把握に努め、点検が着実に実施されるよう要請。また、緊急点検の内容が不十分な施設や点検の結果問題がある施設について必要な措置が講じられるよう要請
- ② JIS検査標準等の明確な基準による定期検査の実施が徹底されるよう、法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、探傷試験については、遊戯施設の使用実態や安全性能を踏まえた義務付けとなるよう検討

## 2 安全管理、維持管理等の的確な実施

### (1) 遊戯施設設置時の確認審査等

#### 制度の概要

- 遊戯施設は、建築基準法第88条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には建築基準法第6条に基づき、確認申請を行い、特定行政庁による確認を受けなければならない。
- 工作物として位置付けられる遊戯施設の範囲については、建築基準法施行令第138条第2項で、
  - ① コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
  - ② メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものとされている。さらに、同施行令第144条及び平成12年の構造告示で、例えば、コースターは「軌条を走行するもので勾配が5度以上もの」とされるなど、その構造により12分類されている。



#### 調査結果

64特定行政庁における遊戯施設の設置時における確認申請の審査(以下「確認審査」という。)の実施状況等を調査した結果、

- ① 10遊戯施設において確認審査が行われていない。その中には、特定行政庁が判断に窮し、確認審査の必要がないとしているが、その後、同一施設を定期検査報告の対象とすることとしている例あり
  - ・ 工作物の要件である土地への定着性の判断が難しい移動据置き施設
  - ・ 高さや落差の微妙な違いにより判断が分かれる高架の遊戯施設 等
- ② 遊戯施設の建築確認申請は、1 特定行政庁当たり年間平均0.5件と少数(64特定行政庁の平成16年度～18年度の処理件数は94件(年平均31.3件))。
- ③ 遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様で、特に高速で過激な運動をする施設についての的確な審査を行うことは困難であり、専門性が必要とされるとする特定行政庁の意見あり
  - しかし、特定行政庁には遊戯施設の専門家は配置されておらず、建築確認・検査を担当している職員は、電気・機械職が16特定行政庁(25%)、建築職が48特定行政庁(75%)
- ④ 国土交通省では、本年7月、外部の専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところであるが、今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、安全管理等に関する専門性を一層高めることが必要

事例4(7頁)  
参照

#### 勧告要旨

- ① より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を実施
- ② 遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方を検討
- ③ 外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、向上を図る。

## (2) 定期検査報告

### 制度の概要

- 事業者は、建築基準法第12条第3項により、定期に有資格者に遊戯施設を検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 定期検査報告様式は、建築基準法施行規則に定められているほか、必要書類は特定行政庁が条例で定めることとされているが、ほとんどの特定行政庁では、(財)日本建築設備・昇降機センター作成の標準様式を使用。なお、建築基準法第101条第1項第2号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則を規定
- 国土交通省は、(財)日本建築設備・昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書」及びJ I S検査標準により定期検査を実施するよう要請。J I S検査標準では、遊戯施設の車輪軸について年1回の探傷試験の実施を規定
- 事業者から提出される定期検査報告のほとんどは、地域法人(注)により受け付けられた後、特定行政庁に提出されている実態

(注)「地域法人」は、昭和45年に、民間の検査資格者が検査を行い、その結果を事業者が特定行政庁に報告する定期検査報告制度が開始されたことに伴い、当該制度の円滑な運営のため、事業者、検査資格者の連携を図る目的で、特定行政庁の指導監督の下で設立された公益法人等である。

### 調査結果

72遊園地等の事業者における定期検査報告の実施状況を調査した結果、

- ① 64特定行政庁の中には、定期検査報告が未提出の遊戯施設が相当数あり。その理由は、管内の定期検査報告対象の遊戯施設を的確に把握していない、督促が十分行われていないことなど

定期検査報告未提出件数;平成16年度43件、17年度47件、18年度96件

- ② 7特定行政庁において定期検査報告に係る審査・指導が不十分。現行の定期検査報告様式では、検査がJ I S検査標準に基づいて適切に行われているかの確認が困難であることも一因

- ③ 地域法人は、特定行政庁からの業務受託や慣習として、定期検査報告関係業務を実施しているものであるが、特定行政庁のホームページや公文書において、定期検査報告の提出先を地域法人に限定している例あり

また、地域法人に提出された定期検査報告が特定行政庁に至るまでに1か月以上を要している例があり、定期検査報告が地域法人において長期間保有され、その間の責任の所在が不明確で、事業者に不利益を与えるおそれあり

さらに、地域法人を経由することで、事業者等が指導料を支払っている例あり

事例5、6  
(8頁) 参照

事例7 (8頁)  
参照

事例8 (9頁)  
参照

### 勧告要旨

- ① 事業者からの定期検査報告の提出指導の徹底を特定行政庁に要請
- ② 特定行政庁における審査の充実のための定期検査報告様式の見直し
- ③ 定期検査報告については、事業者が特定行政庁に直接提出することができることを明らかにするとともに、地域法人が受け付ける場合、①検査の結果問題ありと判定された遊戯施設の報告については直ちに、②形式上の要件が整っている報告については速やかに、特定行政庁に連絡・送付するよう指導を徹底
- ④ 特定行政庁が地域法人に行わせる業務の範囲等を契約等によって具体的に定め、その内容を周知

### (3) 維持保全・運行管理

#### 制度の概要

- 事業者には、建築基準法第8条第1項に基づき、遊戯施設の構造等を常時適法な状態に維持する努力義務あり。また、そのため、同条第2項において、必要に応じ、維持保全計画等を作成するなど適切な措置を講ずる義務あり。国土交通大臣は、維持保全計画等の作成に必要な指針を定めることができるとされているが、遊戯施設に関する指針は未作成(建築物及び昇降機に係る指針はあり)
- 遊戯施設の事故の予防・防止のためには、遊戯施設の運行管理が適切に行われることが重要であるが、運行管理に関して法令上規定なし
- 国土交通省では、平成12年に通知により、(財)日本建築設備・昇降機センターが作成した「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」について事業者等の団体を通じて関係事業者等に周知し、事業者等における維持保全計画及び運行管理規程の適切な作成・整備を誘導

#### 調査結果

72遊園地等の267遊戯施設における維持保全及び運行管理の実施状況等を調査した結果、

- ① 遊戯施設(267)のうち、**維持保全計画書**を作成中のものが21遊戯施設(8%)、**未作成が64遊戯施設(24%)**あり。未作成の理由の中には、i)維持保全計画書の作成が必要であることについて承知していない事業者(12)、ii)作成のためのノウハウ等がないとする事業者(8)あり
- ② 特定行政庁(65)の中には作成指導を行っているものもあるものの、維持保全計画書が法令に基づき作成を義務付けられたものではないなどとして、**今回の緊急点検以前において管内事業者の作成状況を把握していた特定行政庁はなし**
- ③ また、遊戯施設(267)のうち、**運行管理規程**を作成中のものが17遊戯施設(6%)、**未作成が33遊戯施設(12%)**あり。未作成の理由は、作成の手引を知らない、特定行政庁からの指導や製造者からの情報提供がないとして、**運行管理規程の作成が必要なことについて認識していなかったものが10事業者あり**
- ④ 適切な維持保全や十分な運行管理を行うための**維持保全計画書**や**運行管理規程**が作成されておらず、十分な安全確保措置が講じられていない例等あり

事例9、10  
(9頁) 参照

#### 勧告要旨

- ① 維持保全計画書の作成に資する指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討
- ② 事業者が遊戯施設の製造者の協力を得て、実効性ある維持保全計画書を作成するよう奨励
- ③ 運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討
- ④ 的確な内容の維持保全計画書及び運行管理規程が作成されるよう必要な指導の実施を特定行政庁に要請

### 3 事故情報の活用

#### 制度の概要

- 国土交通省は、平成17年通知で、特定行政庁に対し、人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故について、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、定期検査報告に併せ、事故情報の報告を事業者に指導することにより情報収集するよう要請
- 事業者は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、特定行政庁と相談の上、運行管理規程に定めることとされている。
- 国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）に過去3年間の遊戯施設に関する事故一覧（事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度）を報告し、ホームページにおいて公表



#### 調査結果

- 64特定行政庁における事故情報の収集・活用状況等を調査した結果、
- ① 72遊園地等において平成16年度から19年度（7月末）に発生した83件の事故のうち、**負傷事故が20件あるが、7件は報告なし**。負傷事故以外の63件中報告なしは49件
  - ② **16特定行政庁が事業者からの事故報告の仕組みを設けていない**。事故報告の根拠や必要性、活用方策等が明確でないことが、その主な理由
  - ③ 調査対象とした特定行政庁及び事業者等の中には、**独自に事故の届出及び公表の基準等を定めている特定行政庁や他社の事故事例を活用し安全対策に活用している事業者あり**
    - i) 大阪府は、「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を制定し、遊戯施設における事故の届出と府民への公表の手順等を規定
    - ii) 愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準」を策定
  - ④ 事業者、特定行政庁等から意見を聴取した結果では、約7割が同種事故の再発防止や遊戯施設の管理者の責任自覚などのために、事故報告の義務付けに賛成

#### 勧告要旨

- ① 事業者及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討。その際、報告が必要な事故情報の範囲を幅広く設定するよう検討
- ② 報告された事故情報の効果的な活用のため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、積極的に公表するよう特定行政庁に要請
- ③ 事故情報の共有化、その分析検討に資するため、更に具体的な状況を記載した事故情報のデータベースの構築とその公開

## 別紙 遊戯施設の安全確保対策に関する主な事例等

### 【緊急点検において十分な点検が行われないうまま「問題なし」として報告されている例】

事例1

コースターに関する緊急点検において、1年以内に探傷試験を行っていない場合には、改めて同試験を行うこととされているが、保有するコースター5両のうち、4両については同試験を行い、問題がない旨を特定行政庁に報告している。報告を受けた特定行政庁においては、車輛4両がすべてであると誤認し、「問題なし」として国土交通省に報告しており、残りの1両は同省への報告後に同試験が行われ、その結果が特定行政庁に報告されていなかった例がある（熊本県：コースター）。

### 【緊急点検の結果、「点検中」とされている遊戯施設に対するフォローアップの対応が特定行政庁間で相違している例】

事例2

緊急点検の報告において点検中とされた遊戯施設について、毎月定期的にフォローアップ調査を実施している特定行政庁や現地指導により日常点検、運行管理の充実強化に結びつけている特定行政庁がある一方、遊戯施設の所有者等に点検が終了した際に報告をするよう指示することとどまっている特定行政庁（4特定行政庁）がある。

### 【探傷試験の対象となる遊戯施設の範囲が特定行政庁により区々となっている例】

事例3

- 建築確認において「モノレール」として分類された高架の施設のうち勾配が5度以上の施設については、車輪軸の探傷試験が必要であるが、「サイクルモノレール」はコースターに当たらないとして、探傷試験の実施状況を確認していない特定行政庁がある（5特定行政庁）。
- コースターの構造が多様であり、探傷試験の対象範囲を特定行政庁が指示することが困難であるとして、遊戯施設の所有者等の判断に任せている特定行政庁がある（2特定行政庁）。
- なお、「サイクルモノレール」については、1人又は2人が自ら漕いで走らせる低速の遊戯施設であり、高速のコースターと同様に1年ごとに探傷試験の実施を求める必要について疑問視する声が多い。

### 【特定行政庁が遊戯施設に該当するか否かの判断に窮し、確認審査が行われていない例】

事例4

- 外国製の移動式遊戯施設や据置型の遊戯施設について、建築確認が必要とされる工作物の要件である土地への定着性の判断が困難であるとして、確認審査が行われていないが、その後、定期検査報告が必要なものとして、すべての遊戯施設の緊急点検の対象とされている例等がある（長崎県：メリーゴーラウンド、海賊船、奈良県：ローター）。
- 高架の軌道上を走行する汽車やモノレールのうち、高さが2m未満のものについて、法令に定める高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難であるとして確認審査が行われていないが、すべての遊戯施設の緊急点検において、安全性を考慮して、点検対象とされている例等がある（長崎県：子供汽車、和歌山県：子供汽車、熊本県：ウォータースライド）。



## 別紙(事列表)

### 【定期検査報告が一度も提出されていない遊戯施設の例】

事例5

- 平成16年7月に建築確認に基づく完了検査が行われているが、当該遊戯施設の所有者等が定期検査報告制度を十分承知しておらず、また、特定行政庁からも指導や報告提出の督促がなかったことから、必要な定期検査報告が行われていない例がある(熊本県：海賊船)。
- ウォータースライドについては、平成12年の建築基準法改正により、定期検査報告が必要な遊戯施設として明確化されているが、平成12年以前に設置されているもので、定期検査報告制度の不知や特定行政庁による対象施設の把握が十分行われていないことなどで、定期検査報告がなされていないものが相当数ある。

### 【定期検査報告未提出の遊戯施設に対する督促等の対応が十分行われていない例】

事例6

- 例年、春から夏にかけて開設している遊園地について、開設期間に合わせ5月から7月までの定期検査報告期間を設けているが、未提出のものへの督促が、エレベーターにおける督促と併せて11月に行われており、既に、当該年度の遊園地の開設期間を終えてからの督促指導となっている例がある(1 特定行政庁)。
- 平成17年6月に定期検査を実施した後、18年5月から19年4月まで運行を休止するとして特定行政庁に休止届を提出し、平成18年度は定期検査報告を提出していないが、運行再開の19年5月前に定期検査を実施せず、連休のピークを終えた6月に2年ぶりに検査を実施したところ、11遊戯施設について21の注意事項が発見されている例がある(北海道：コースター、ローター、オクトパス等)。
- 定期検査報告が未提出であることを把握しているが、定期検査報告の提出は遊戯施設の所有者等の当然の責務であるとして、報告の督促・指導を行わないとしている特定行政庁がある(2 特定行政庁)。

### 【定期検査報告に係る特定行政庁の審査・指導が不十分な例】

事例7

- 平成19年2月26日の定期検査の結果、検査会社からマッドマウスの走路接合部分に目視で二箇所亀裂があり、今後次々と発生する可能性を指摘されているにもかかわらず、事業者は3月22日に「A(良好)」判定と記載して特定行政庁に報告しているが、特定行政庁において検査結果の妥当性の確認等行われていない例がある(1 特定行政庁)。
- 平成15年に検査者から「A(良好)」判定の報告を受け、事業者が特定行政庁に報告しており、特定行政庁においても検査結果の妥当性の確認を行っていないが、定期検査の4、5か月後に車輪の脱落や客席固定部分の腐食が原因で事故が発生している例がある(2 特定行政庁)。
- 検査項目に「C(要修理)」判定の記載がみられる報告書を受領しているにもかかわらず、特定行政庁から事業者に対して運行を中止するなどの指導が行われていない例がある(3 特定行政庁)。

## 別紙(事列表)

### 【地域法人が関わっている定期検査報告関係業務において不適切な取扱いとなっているとみられる例】

事例8

- 平成16年4月に実施した定期検査の結果、2施設について「要修理」の判定を受けているが、当該検査結果の報告が地域法人を經由して特定行政庁に提出されるまでに47日間を要していた例がある(岩手県：コースター、ローター)。
- 中部地区の遊戯施設については、定期検査報告が中部ブロックの地域法人と県単位の地域法人の2機関を經由して特定行政庁に提出されており、その中には、遊戯施設の所有者等が地域法人に提出してから特定行政庁に提出されるまでに2か月以上を要している例がある(静岡県：ローター、石川県：コースター2基)。
- 定期検査報告の紹介をしている特定行政庁のホームページや提出案内通知(公文書)において、提出先として地域法人のみを案内しており、特定行政庁に直接提出することができないとの誤解を与えるおそれのある例がある(埼玉県、千葉県、台東区、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、名古屋市、静岡県、鈴鹿市、京都府、香川県、北九州市、福岡市、佐賀県、佐世保市、宮崎市、鹿児島県)。

### 【維持保全計画書が作成されておらず不都合が生じている例等】

事例9

- 同一製造者の同種遊戯施設であっても、維持保全計画書が作成されている遊園地等と作成されていない遊園地等があり、計画に基づき定期的な点検・整備を行っているものも行っていないものがあるなど、維持保全に差が生じている状況がみられる(ローター、海賊船、コースター等)
- ノウハウがない又は倒産した事業者から遊戯施設を引き継いだため、遊戯施設の維持保全計画書が作成されておらず、これまでの部品交換や補修・改造等の状況が分からないとしている例がある(奈良県：コースター等5施設、石川県：コースター)。

### 【運行管理規程が未作成で安全確保措置が十分なものとはなっていない例等】

事例10

- 運行管理規程の作成の手引の不知や同規程を作成する必要性の認識不足などで未作成となっており、同規程で定めるとされている運行管理者の指定や運行日誌の作成が行われておらず、運行の安全を確保する体制がぜい弱で運行状況の確認ができないものとなっている例がある(北海道：コースター等、石川県：オクトパス等、京都府：モノレール等、熊本県：モノレール等)。
- 運行管理規程は作成されているが、同規程の作成の手引等で定めるとされている「運行業務における役割分担」や「特定行政庁に対する事故報告」などが記載されておらず、内容が十分でない例(北海道：コースター等、千葉県：モノレール等、香川県：コースター、佐賀県：コースター等)や作成することとされている運行日誌の作成が行われていない例がある(長野県：コースター等、静岡県：コースター、長崎県：オクトパス等)。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 国土交通担当評価監視官室遊戯施設プロジェクトチーム

評価監視官：横山 均（内線9118）

調査官：根上 純一（内線2501）

上席評価監視調査官：渡邊 靖（内線2531）

電話（直通） 03-5253-5469

（代表） 03-5253-5111

FAX 03-5253-5457

E-MAIL [yuugishisetsuPT@soumu.go.jp](mailto:yuugishisetsuPT@soumu.go.jp)